

令和5年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和5年8月3日（木）14：00～16：00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り（氏家委員、佐藤委員欠席）

13名/15名 出席により会議成立

会議次第：

- 1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 武田総括）
- 2 挨拶 （挨拶：環境生活部 佐々木部長）
- 3 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について

（資料1～4）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

（2）報告

- イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について （資料5）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）
- ロ 食品に係る放射性物質検査結果について （資料6）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（3）その他

4 閉会

議事録：議題については、案により推進会議の評価として決定

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただ今より令和5年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部の佐々木部長よりご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、また本当に暑い中、みやぎ食の安全安心推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、今年の夏の暑さは非常に厳しいというところでございます。また、新型コロナの関係では、5月に5類に移行し、日常の様々な場面でも賑わいが戻ってきていると感じております。しかしながら昨今、本県も含めて、全国的な感染者の増加傾向もございまして、皆さま方には引き続き基本的な感染対策を行っていただきますようお願いを申し上げます。

一方でこのように暑い時期が続きますと食中毒などの発生も懸念されるところでございます。食中毒の発生防止に向けましては、県といたしましても、県内事業者への監視指導や消費者に向けての各種情報を発信して

まいりたいと思っておりますので、皆様のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の推進会議は前回ご報告させていただきました、令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施状況に係る評価についてご審議いただきたく存じます。委員の皆様には各施策の実施状況を評価いただいた他、貴重な御意見・御提言を数多く頂戴いたしました。お忙しい中ご対応頂きましたことに重ねて感謝申し上げます。また、西川会長には委員の皆様からの御意見・御提言を本会議の評価案として取りまとめ頂きました。心より御礼申し上げます。

本日もご審議いただきます評価・御意見・御提言を踏まえ、今年度における施策実施や来年度以降の実施計画への反映を通し、県の安全安心の確保に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日の会議は限られた時間でございますが、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(会議成立報告)

本日の会議は13人の委員にご出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2号の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議におきましては、マスクの着用は任意となっております。

(資料確認)

議事に入ります前に本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。

資料1の令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく政策の実施状況(案)から資料6の食品にかかる放射性物質検査結果まで6種類の資料がございます。

全てお揃いでいらっしゃいますでしょうか。

それでは議事に入ります。当会議は情報公開条例第19条の規定により、これまでどおり公開を進めさせていただきたいと存じます。

議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願いいたします。

(議事)

皆さんこんにちは。それでは早速ですが、議事に入りますのでよろしくお願いいたします。本日は「令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況に係る評価」について協議いただく予定になっています。よろしくお願いいたします。

当会議は消費者及び事業者、生産者代表、学識経験者から構成されています。それぞれの立場から貴重な御意見を広く頂戴する場にしたいと思っておりますので、議事進行に御協力よろしくお願いいたします。

それではまず議題の(1)「令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況に係る評価」について、事務局から説明をお願いします。

（議題（1） 事務局説明）

では、食と暮らしの安全推進課から御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について説明いたします。令和4年度の施策の実施状況につきましては、6月2日の第1回推進会議で説明の上、施策の達成度について小分類ごとに、A：達成している、B：概ね達成している、C：達成していない、の3段階評価をお願いしたところです。

皆様から頂きました評価につきましては資料3で取りまとめております。評価の集約後に会長へ報告し、皆様の評価を踏まえて推進会議の評価の案として取りまとめていただきました。本日はその評価案について御審議いただき、推進会議の評価を決定していただきます。決定した推進会議の評価につきましては、施策の実施状況に盛り込み、今月中に知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」に諮り、9月定例県議会で報告の後、公表する予定としております。資料2については、施策の実施状況の概要版となっておりますので、後ほどご覧ください。

それでは資料1を御覧ください。こちらは委員の皆様へ評価頂きました施策の実施状況でございます。前回会議からの主な修正箇所は表紙に記載しております。

62ページをお開き願います。こちらが会長に取りまとめていただいた推進会議の評価の案でございます。評価案の内容について紹介させていただきます。まず、ローマ数字のI「安全で安心できる食品の供給の確保」の1「生産および供給体制の確立」です。

(1)「生産者の取り組みへの支援」につきましてはB評価となっており、昨年度と同様です。

行政の環境保全型農業環境保全米への取り組みが積極的であり、今後も生産者の取り組み意欲向上を推進してほしい。また、GAPの導入認証数が低調であるが今後も積極的に進めてほしい、等の内容です。

(2)「農林水産物生産環境づくり支援」につきましてはA評価となっており、昨年度と同様です。

カドミウム基準値超過米の適正管理、カドミウム低吸収イネ品種「東北235号」の実証研究の進捗、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの発生予防と蔓延防止が迅速かつ適切に実施されたことは高く評価できる。貝毒、ノロウイルス対策については、監視強化により未然防止体制が良くなったことが評価できるが、原因究明と抜本的対策について継続的に検討していただきたい、等の内容です。

(3)「事業者の取り組みへの支援」につきましてはB評価となっており、昨年度のA評価から下がっております。

この中において、HACCPに沿った衛生管理計画の作成等に関する研修会が実施されたこと、地産地消推進店登録についても順調に進んでいる点は評価できる一方、宮城HACCP導入支援やHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の支援については、ブラッシュアップ支援に留まることや、導入事業者への支援が0件であることから、普及が遅れている、等の内容となっております。

続いて62ページから63ページとなりますが、ローマ数字Iの2「監視指導及び検査の徹底」です。

(1)「生産段階における安全性の確保」につきましてはA評価となっており、昨年度のB評価から上がっております。

立ち入り検査や巡回指導、監視指導が適切に行われていることは評価できる。しかしながら、動物用医薬品の違反件数が減少していないことから、監視の取り締まりだけでは無く、適正な販売方法の周知徹底をお願い

したい。高病原性鳥インフルエンザについては、早期発見の体制が維持されており、高く評価できる。引き続き異常を早期発見する体制維持に取り組んでほしい、等の内容となっております。

(2)「流通販売段階における安全性の確保」につきましてはA評価となっており、昨年度と同様です。

この中においても、食品営業施設への監視指導がほぼ100%実行されている点は評価できる。食品検査、食肉食鳥、かき処理施設の監視指導等により、安全安心への貢献は高い。

なお、食品検査の違反26件のうち20件が食用かきを処理する海水検査の大腸菌数であり、食品との誤解を招く恐れがあることから、19ページの施策16、枠で囲っている成果部分における記載方法を「検査の結果、基準や基準の逸脱や不適切な表示が判明した食品26件」から「食品の検査の結果、基準に対して逸脱している、あるいは不適切な表示である事が判明した食品26件（海水検査20件を含む）」と表記を修正しております。また、69ページの用語集にも海水検査について説明を追加しております。

(3)「食品表示の適正化の推進」につきましてはA評価となっており、昨年度のB評価から上がっております。

食品表示ウォッチャー委嘱モニタリング調査の再開は、宮城県内事業者の食品表示の適正化に大きく貢献している。食品表示の監視指導、食の110番及び食品表示110番を通じての調査・指導は適切に実施・定着して効果を奏している一方、食品表示に関する研修会等は今後積極的に展開してほしい、等の内容となっております。

(4)「食品の放射性物質検査の継続」につきましてはA評価となっております。昨年度と同様です。

県内の農林水産物・流通食品等について、放射性物質検査計画に基づく計画的な検査が実施公表され、不安解消に努めたことは評価できる。今後も検査の徹底と検査結果の適正な情報公開を期待する、等の内容となっております。

続いて63ページから64ページとなりますが、ローマ数字のⅡ「食の安全安心にかかる信頼関係の確立」の1「情報共有および相互理解の促進」です。

(1)「情報の収集分析および公開」につきましてはB評価となっており、昨年度のA評価から下がっております。

「食材王国みやぎ」ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムの活用とも相まって、情報を迅速かつ効果的に発信・提供できたことは評価できる。一方、食の安全安心ホームページのアクセス数が伸び悩んでいることが懸念される。また高齢者をはじめとした、一般の人が簡単にわかるような情報提供のあり方についても一考していただきたい、等の内容です。

(2)「生産者、事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましてはA評価となっており、昨年度のB評価から上がっております。

消費者モニターの「県からの情報提供が十分」「概ね十分」と感じる割合が前年より増加している点は評価できる一方、「情報量が足りない」「意識しないと情報が得られない」など不十分な点も見受けられるので、的確な情報提供をお願いしたい。

宮城食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数は大きく目標を下回ったが、今期は増員に向けた取り組み強化を期待したい。栄養教諭等と連携しながら、給食を生きた教材として活用するとともに、栄養教諭・学校栄養職員が不在の学校にも食材の産地情報等が伝わるような食育を展開してほしい。

高校生地産地消お弁当コンテスト、食材王国みやぎ「伝え人」、宮城みやぎ水産の日を含めかなり浸透し、良いPRとなっている。さらなる発展を期待したい、等の内容です。

(3)「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましてはA評価となっており、昨年度と同様です。

放射性物質に関する情報提供は、「みやぎ原子力情報ステーション」やツイッターで適切に行われている。住民等の持ち込み測定では、一部基準値を超過するものが確認されていることから、継続的な検査の徹底と検査結果の情報公開により、消費者の不安解消に取り組むことを期待したい。

ALPS 処理水の海洋放出については、風評被害なども含めてきめ細かい対応が必要である。引き続き検査結果を含め、情報の公表をお願いしたい、等の内容となっております。

続いて 64 ページから 65 ページとなりますが、ローマ数字のⅡ「県民参加」です。

(1)「県民総参加運動の展開」につきましてはB評価となっており、昨年度と同様です。

消費者モニターの活動率、消費者モニター登録者数が堅調に伸びており、特に 30 歳代以下の新規登録者の割合が 10%を超え、幅広い年齢構想となったことは評価したい。

知識習得のための各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会等については、集客も含め積極的な開催をお願いしたい、等の内容となっております。

(2)「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましてはB評価となっており、昨年度と同様です。

消費者モニターアンケート等からの意見を反映したイベントの企画・開催と、県民の食の安全安心への不安の払拭に寄与している点は評価したい。食の 110 番の取組みは今後も積極的に取り組んでいただきたい。食品表示については、消費者の関心も高まっていることから、各保健所においても食品表示の相談ができることを広く周知願いたい、等の内容となっております。

続きまして 65 ページから 66 ページとなりますが、ローマ数字のⅢ「食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれも A 評価となっております。

食の安全安心対策本部会議、食の安全安心庁内連絡会議を通じ、部局横断的な情報共有や施策が実施されており、縦割り行政の弊害を感じることはない。食に関する危機の未然防止も有効に機能しており、食の安全安心への貢献度は高い。

かきのノロウイルスを取り込む仕組みを明らかにし、ウイルス汚染かき作成に係る手順書まで整備したこと、貝毒プランクトンについての発生状況や環境条件の把握、かきむき処理場への HACCP 導入等の監視指導を徹底したことは評価できる。

原乳・牧草の検査を継続していること、土壌から牧草等への放射性物質の移行メカニズムについて解明と低減化に取り組んでいること、きのこ原木としての県内産原木林の再生利用に向けた研究についても、着実に成果を積み重ねている点は評価できる。

国市町村、関係機関等と連携が積極的に推進され、着実に食の安全安心の確保につながっていると考えられる。県民への情報公開、リスクコミュニケーションにも注力し、更なる食の安全安心の確保に邁進していただきたい、等の内容となっております。

以上が推進会議の評価の案でございます。

続きまして資料 3 をご覧ください。上の方に評価とございます。

先ほど説明しました会長による評価案となりますが、A が 13 項目、B が 5 項目、C が 0 項目となっております。

次に資料4をご覧ください。

こちらの資料には委員の皆様から頂戴しました御意見に対する県の考え方を記載しております。

時間の関係もありますので、掻い摘まんでご説明致します。最初のページをご覧ください。

施策1の環境保全型農業につきまして、さらなる生産拡大に向けて消費者へのPR、生産者のPRを推進願う、といった内容となっております。県としましては、生産拡大に向け、生産者を対象とした研修会の開催や、消費者へのPRなど各種取組を進めてまいります。

施策2のGAPにつきまして、研修会の開催、指導者の育成などの御意見をいただいております。引き続き国際水準のGAPの取組を促進するために検討を重ねていくとともに、研修会等を通じて人材確保に努めて参ります。

次に2ページをお開きください。

施策9ではHACCPについて御意見をいただいております。

下から2行目から最終行ですが、HACCPは原則として全ての食品等事業者には義務付けられているため、今後も継続して施策を推進してまいります。また、導入が進んでいない小規模事業者に対しては、継続的に丁寧な指導を継続してまいります。

次に3ページをご覧ください。

3行目からになりますが、施策10では、webページでの発信、情報発信、地産地消について多くの御意見をいただいております。サイトの運営にあたっては、ユーザーのニーズを満たす良質なコンテンツの提供に努める他、旬を迎える県産食材を使ったレシピ集を量販店に配架するなど、民間企業等と連携した取組も進めているところであり、今後も継続して県産食材の魅力発信に取り組んでまいります。

次に5ページを開きください。

上から2行目から4行目までですが、施策16では食品検査結果の表記について御意見をいただいております。26件中20件が海水検査によるもので誤解を生むといった御意見につきましては、先ほども説明した通り、「検査の結果、基準に対して逸脱している、あるいは不適切な表示である事が判明した件数」と修正致しました。

5行目の施策17では、食鳥処理場の監視回数の減少について御意見をいただいております。

令和4年度より食鳥検査を行うための指定検査機関として、公益社団法人宮城県獣医師会を指定し、検査体制が変更になったことによる監視回数の減少となっております。県獣医師会が監視し、毎月県が適切に行われているか確認することにより、監視体制は構築できていると考えております。

下から4行目から施策20のウォッチャー事業に関して、さらなる拡充等の御意見をいただいております。

食品表示ウォッチャーについては、未経験者を優先し、知識の底上げを図る目的もあることから、日常において購入する品目を設定している一方、経験者のスキルアップの視点も重要であるため、調査品目や項目については改めて検討し、より効果的な事業になるよう引き続き推進してまいります。

次に6ページをお開き願います。

上から6行目から7ページ上から4行目までの施策24から26は各種情報提供に関する施策でございます。食の安全安心の関心度が年齢層によって差があり、特に若年層の関心を高めることが必要。ホームページへのアクセス数の低迷が懸念されるとの御意見になります。

県産食材に係る情報発信は、食の安全安心に向けた効果的な取組の一つと認識しており、県内の量販店にお

いて県産食材のレシピ集を配架するなど、今後も食の食材の旬を捉えた適切な情報提供に努めてまいります。

また、消費者モニターにつきましては、引き続き若年層の獲得を目指した募集を行ってまいります。

アクセス数については、サイトの意義・目的を整理した上で、わかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めるとともに、県の SNS 等の情報発信媒体を活用したタイムリーかつ積極的な情報発信を実施してまいります。

次に 8 ページを開き願います。

施策 29 は放射性物質に係るリスクコミュニケーションに関する施策です。特に ALPS 処理水の海洋放出については、今後も国と東京電力に対して必要な申し入れを行ない、しっかりと責任ある対応を求めてまいります。

下から 4 行目以降、施策 32 から 35 では消費者モニター制度に関して、年齢層の偏り、特に若年層の登録者数増加が重要との御意見になります。

コンビニや子育て支援施設等へのチラシ配布等の活動、広報活動を継続して進めるとともに、大学へのチラシ配布の拡充なども検討してまいります。

以上が県の考え方の内容となっております。時間の関係で御説明できない部分も多くありますが、後ほど御確認いただけたらと思います。令和 4 年度の施策の実施状況につきましては以上でございます。

(会長補足)

ありがとうございました。ただいま事務局の方から施策の実施状況に対する推進会議としての評価の説明をいただきました。この評価ですが、各委員からの評価、意見・提言を、私の方でまとめたものですので、少し補足をさせていただきます。

まずローマ数字Ⅰの(3)「事業者への取り組みの支援」というところで、資料 3 を見ますと、A 評価が 8、B 評価が 5、C 評価が 1 ですが、私のほうで B 評価とさせていただきました。これについては先ほど説明がありましたが HACCP の導入がやはり遅れていると思っています。

制度化・義務化が行われている中で、しっかりと進めていかないといけないと思っただけで、食品衛生協会との連携も含めながらやっていると思っただけですが、そこをさらにお願ひしたいという意味で少し評価として厳しくしております。

それからローマ数字Ⅱの 1 の(1)情報の収集分析、公開のところでは、

これにつきましても、皆様方の評価は「A」が 5、「B」が 5、「C」が 4 ということで、私の方で B とさせていただきます。やはりホームページへのアクセスがかなり減っていることは、危機的な状況になっていると感じていまして、このあたり改善しないといけないだろうと思っただけです。特にホームページを見るということは、なかなか高齢者もできない状況ですので、そういった方への情報提供のあり方をもう一度検討してほしいということ。それと若者についてはこのホームページのみではなく、さまざまな場面、YouTube などの活用を含めて、若者に向けた色々なアプローチをお願いしたいということで、B 評価とさせていただきます。

それから 2 の県民参加についてですが、これも委員の皆様から厳しい評価があったと思っただけです。着実に進んでいると思っただけですが、やはり、もう少し県民の方々の意見を聞く場面を設けて欲しいということの現れだと思っただけですので、引き続き努力いただければと思っただけのところでは、

ローマ数字Ⅲの協働については、すべて A 評価ということで、これについては十分に行われていると思っただけですし、この「食の安全安心推進会議」が部局横断的に行われていることが非常に、他の県を見ましても、なかなかそういう場面がない中で、宮城県としてこういう形で進めていることは本当に良いことだと思っただけです。

すので、これについては継続して進めていただきたいという思いが強いので、ぜひともお願いいたします。

補足は以上となります。それでは今回の評価内容について、各委員の皆さんから確認したい事項や御意見があればお願いしたいと思います。挙手を頂けると助かりますが、いかがでしょうか？

(加藤委員)

大変素晴らしい評価でありまして、こんなに素晴らしくまとめていただいて本当にありがとうございました。私的にはBが昨年より多く今年は辛口かなという印象を持ちました。私の評価としては、コロナの影響で関係部署の人達が大変だった中、いろいろやられたという点では、評価をしたいと思っております。

ただ、環境保全型農業のところがやはり、前回氏家委員もおっしゃっていましたが、これからのPRの仕方、アピールをどうして行くかという点が課題であると印象を持ちました。以上です。

(二階堂委員)

ご説明ありがとうございます。質問というか、知りたいと思ったことが、先ほど西川会長から宮城県は積極的にこういった取り組みをしている、というお話を伺ったのですが、私もまだこの会に入ったばかりで、他県のこと等を知らなくて、他の地域・エリアでは、こういったアンケートなどを行った進め方をしているのか、もしくは、やった結果に対する取組の事例で紹介できるものがあれば、他のエリアで行っていることの話をお伺えたらいいなと思いました。

(食暮課)

個別の案件についてご説明できませんが、まずこの食の安全安心推進会議につきましては、食品衛生法で定められており、全国どこでもこのような会議は開かれ、皆様から御意見をいただきながら、食の安全安心に努めるということになっておりますので、全国的には、ほとんど同じようなやり方をしております。

(西川委員)

先ほど申し上げたのは、部局の連携と申しますが、それが宮城県の場合には、比較的スムーズに行っていると感じています。よくある縦割りで、他の部局のやっていることをあまり理解されないままやっていることが多い中で、そういった意味合いで、その辺り連携ができていると思っているということです。

(及川委員)

宮城県食品衛生協会の会長をしております及川と申します。

2018年の秋と記憶しておりますが、国会でHACCPに沿った衛生管理が決定となり、一昨年(2017)の6月から完全施行になっております。食品衛生の業者が更新する場合、最高8年まであります。例えば、イベントやお祭りの仮設営業許可などの時に実物をもって更新、あるいは許可を取るわけですが、なかなかその周知徹底がされていないことが多々あります。各保健所管内に食品衛生協会があり、そこで一生懸命説明はしているのですが、まだまだです。その原因の一つはHACCPというものが非常に難しいものと思われているからです。特に高齢者は、夫婦でやっている方々、そういう方々はHACCPを聞いただけで、考え方的に取り組みにくいということがあります。

「記録が大切」、「目でよく見て、そこを確かめる」ということが大切で、さほど難しいことではないですよ」という周知徹底がまだ足りないのではないかと思います。今日御意見が出まして、B 評価が多いと言う中にはやはり HACCP、そしてコロナが大きくこの数年間影響していると思っております。2018 年の秋の国会で 30 数年ぶりに食品衛生法が改正になり、その分類も今、いろいろ難しくなっております。その辺の徹底について、食品衛生協会に来ていろいろ講習を受けてもらえば、我々もお手伝いができるのですが、なかなか協会に加盟してくれない人が多く、食品衛生協会と食暮課の吉岡課長をはじめとして、いろいろ強化対策を練っています。そのような現状がありまして、周知活動はだいぶ進んでいますが、まだまだ HACCP に対する啓蒙ができてないということが実情であります。やはり皆で取り組んでいきたいと思っておりますので、ここの B 判定の中に、そういったことが含まれていたのではないかと言うふうに感じました。以上です。

(西川会長)

どうもありがとうございます。本件についてなにか補足はありますか。

(食暮課)

HACCP につきましては、大規模な施設はもともと義務化以前から制度化されていたということもありまして、導入は結構進んでいる状況ですが、やはり小さな飲食店などについては、まだ導入が進んでいないところがございます。国が「何故導入が進んでいないのか」をアンケート調査した結果を見ますと、やはりコロナの感染拡大により、飲食店は感染拡大の原因と言われた施設であり、感染対策や経営状況の悪化が足かせとなって、HACCP の導入が遅れているということでございました。ですので、今年度からようやく感染症の位置付けも 5 類に変わってきましたので、県も積極的に小さな飲食店に対しても HACCP が導入されるよう、食品衛生協会さんと一緒になって取り組んでいきたいなと思います。

(西川会長)

本年度が勝負の年になると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、皆さんの方からご意見いかがでしょう。なんでも結構ですので、ぜひ質問していただければと思ひます。

(加藤委員)

今の HACCP ですが、飲食店に限らず社員食堂など、そういったところも対象なのですよ。

(食暮課)

その通りです。

(加藤委員)

消費者の立場で思ったことは、その HACCP 義務化ですが、導入しなくても罰則等、そういったものは何もないのですか。

(食暮課)

法律的なことを言いますと罰則はあります。営業停止をかける等のことは可能です。

(加藤委員)

消費者からすると、HACCP 導入義務化が、お店や社員食堂などの衛生管理する店舗が導入しないとどういうデメリットがあるのかがよくわかりません。また HACCP を導入する側も、消費者に対して、HACCP を入れることにメリットを感じているのかということ、関係団体の方にお聞きしたいと思います。やはりメリットを感じないとなかなか導入に踏み込めないのではないかと、消費者の立場から思ったので、メリットが明確に何かあるのか教えていただければと思います。

(食暮課)

従来の食品衛生につきましては、最終的な製品が安全と言うような考え方で、今まで進められてきました。HACCP は、原材料からお客様の口に入るまでを管理することによって、食品の安全を担保するというようなものでございます。ですので、何か食品に問題があった、食中毒になるような問題があった場合については、どこが原因だったかということについて、HACCP を導入していれば、その記録等を見ることによって、速やかに発見することができる、ということが HACCP の良いところでございます。何がメリットかと言われると、一番のメリットは、そういった原因究明に最も効果的だということでございます。お客様に対しては HACCP を入れていけば、安全性が高いということがまず一つあると思います。また何かあった時には速やかに対応できるということが大きな理由になるかと思っています。そのため、「HACCP を強化しているお店ですよ」というようなことを打ち出していただいて、安全性を謳うことも良いかと思っています。

(及川委員)

食品衛生協会の活動の中からご紹介申し上げます。推奨の店という制度がありました。その推奨の店から五つ星制度と言う制度に活動が移っております。ですから、昔は食品衛生推奨の店というのがあり、看板などがありました。今は五つ星制度に一本化しております。ただ、その五つ星について今一生懸命活動していますが、それがどういうところで五つ星をもらえるのかと、ホテルやレストランの星と同じようなものかと思われるのですが、決して難しいことではありません。今課長がおっしゃったように記録を取るなどの当たり前のことを当たり前にやることで五つ星は取れます。ですからそういうお店を多くしましよと言うことをしております。今なぜそういうことをやるかと言いますと、後継者問題も一つあります。後継者が非常に少なくなりました。それから今課長がおっしゃったように、経営が破綻して大変なところも多いわけです。特にコロナが追い打ちをかけていますが、そういった意味できちんとして、少数精鋭でも良い食材を使って、良いお店をやるということを消費者にアピールして行くと言うことです。

HACCP は Hazard-Analysis-Critical-Control-Point ですから hazard-analysis、危害分析です。私どもは食品工場ですが、こういう一方通行で工程が進んでいって、何かがあったとき、どこの段階だと言うところがわかると言うものです。それが大なり小なりそういった考え方で進めて行くという方向でやっております。

再三言っておりますが、そういう活動を一生懸命やっても、食品衛生協会や各種の麺類組合、お菓子組合等に加盟しない営業者が多いわけです。特にコンビニの関係の方がいたら大変失礼ですが、コンビニさんはそういう衛生協会に入っただけではありません。ところがこれだけコンビニが増えているにもかかわらず、みんなで HACCP を進めていこうという活動をするのに、コンビニさんが加盟いただけないことは、非常に私たちと

しては危惧しております。

一つの情報として、そういうことがあるということをお伝えしたいと思います。以上です。

(西川会長)

ありがとうございました。

HACCPについてはこれまでも、企業等については導入が進んでいるということは確かです。十年ほど前までは中小企業であっても、なかなかその費用対効果の面があって導入を見送ったところもあって、今かなり普及してきています。

ただ、今お話あったように、中小の営業者、飲食店含めてそういうところはやはり、これまでもやっていて、ソフト面ではしっかりしていますが、書類を残すところはまだ進んでいないということから、取組が進んでいないような気がしますので、そのメリットが何かと、加藤委員がおっしゃったところですが、衛生協会としては五つ星制度を導入しているということで、それをうまくアピールできるような仕組みづくりも、県も含めて考えていかないといけないかもしれないです。

「やれ、やれ」と言ってもなかなか進まない現状もあるので、そこをどうやって進めるかについては課題だと思っています。そこは宮城県・仙台市だけではなく、全国レベルで同じ課題を抱えていると思いますので、そのあたり、国もアンケートをとって、施策を出してくると思いますが、そこはしっかりと協力しながら進めて頂けないかなと思っています。よろしく願いいたします。

(西川会長)

その他、何かご意見ありますでしょうか？

(吉田委員)

吉田です。確認ですが、先ほどの「HACCPの五つ星制度」はどういう形で表示されているのでしょうか？

よく居酒屋さん等で緑色の提灯があって、五つ星の店というのをやっています。県内産のものを使っているとか黒い星が増えていくのですが、そういうようなものと同じように、目に見えるところに貼るなどの形で行っているのでしょうか。

(及川委員)

五つ星制度は行政が出すものではなく食品衛生協会が出しております。ですから、その五つ星を取らなければ営業ができないということではありません。実際のところ、五つ星を取っている企業はかなり少ないです。これは食品衛生協会に加盟している業者の間で、そして、日本食品衛生協会が主体でやっております。で、宮城県食品衛生協会では、各9つほど保健所単位で食品協会がありますが、そこで、それなりの指導員がついて指導しております。その中で、意外とわからない方が多いですが、一番重要なことが保険です。何かあったとき、ちょっとした食中毒、あるいは生死に関係するようなこと。そういう食品賠償保険に加盟しているということも五つ星の一つの条件です。条件がいくつもあるのですが、その中で見落としがちですが、保険に入っているということは大切な要因でございますので、そういった意味で、やっております以上です。

(西川会長)

今の話で、五つ星の表記みたいなものはあるのですか。

(及川委員)

表記2は種類あります。気をつけて頂ければ、そういうお店がいくつかございます。

(西川会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

(西川会長)

それでは資料3をご覧いただいて、評価ということでA・B・Cを付けておりますが、本年度の評価については、まずはこういう形で進めてもよろしいでしょうか？

(意見無し：評価決定)

(西川会長)

ありがとうございます。ではこれで進めたいと思います。施策実施状況は9月の定例県議会に報告することになっておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれをもちまして、「令和4年度の食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく施策の実施状況に係る評価について」は終了したいと思います。

(西川会長)

それでは議事は以上であり、次は報告事項となります。みやぎ食の安全安心県民総参加運動について事務局から報告をお願いいたします。

(食暮課)

報告のイ、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況についてご説明をいたします。

皆様資料5をご覧ください。タイトルに令和5年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業の進捗状況と書かれた資料でございます。

本年度の各種事業の進捗状況につきまして、この表の中から掻い摘まんでご説明をさせていただきます。

まず事業名「食品表示ウォッチャー」についてでございますが、今年度は98名に委嘱済みで、さっそく6月から活動をいただいております。6月分調査につきましては、91名から報告をいただいております。そのうち表示に疑義のあった店舗については、関係機関と連携をして対応しております。

続いて「モニターだより」につきましては、先日7月13日に第34号を発行し、モニター宛てに送付させていただきました。また、県のホームページでも併せて公開をしております。第34号では、食の安全安心基礎講座といたしまして、「GAPと県内における取組について」を掲載してございます。

続けて「モニター研修会」についてでございますが、7月3日に「食品中の放射性物質の各基準値、検査体制等について」というテーマで開催をしたところでございます。講演では、食品にかかる放射性物質の基準値などの話を中心に、食の安全やリスクについてお話をいただきました。

次に「生産者との交流会、食品工場見学会」です。生産者との交流会と食品工場見学会につきましては、10月から11月にかけて各3回の開催を予定してございます。訪問先や具体的な日程などにつきましては、現在検討中でございます。

裏面をご覧ください。

続きまして「モニター制度の広報」につきましてでございます。各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシ配架と共に、引き続き子育て世代の登録者獲得に向けて、児童館等へのチラシ配架を予定してございます。

次に「モニター登録」でございますが、モニター登録の状況といたしましては、前回の会議でご報告をさせていただきましたが、前回の会議以降、すなわち5月15日から7月末までに新たに5名の方の新規登録がございました。しかしながら、5名の登録取消がございまして、結果的に登録者数は7月末時点で前のご報告の数字と変わらず1,151名となっております。

続きまして「アンケート調査」に移ります。アンケート調査につきましては、7月13日に送付しております。回答率を向上させるために、締切日時点で未回答の方に対しましては、提出を促してまいります。

続けて「講習会」についてでございますが、食の安全、安心セミナーを秋以降の2回開催する予定としてございます。第1回は、「健康食品」をテーマとして、健康食品の概要、健康被害や誇大広告などの問題点、活用の仕方などについて講演を行う予定でございます。

続いて「地方懇談会」でございます。地方懇談会につきましては、県内各地方振興事務所において計画実施する予定としてございます。現在のところ5件の開催が見込まれておりますが、より開催の機会が増えるよう、関係機関・課室と調整をしております。

続けて「取組宣言事業の広報」についてでございます。取組宣言事業の広報につきましては、各種広報媒体を活用するとともに、コンビニエンスストアへの消費者向け事業周知チラシの配架などにより周知をする予定としてございます。

最後に「取組宣言者登録」についてでございますが、取組宣言者の登録につきましては、今年度に入り感染対策のアピールを希望する取組店を中心に、178者の新規登録がございまして、登録事業者数は前回会議で報告致しました5月15日時点の2,467者から7月31日時点での2,640者に増加してございます。

説明は以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございました。ただいま令和5年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動の事業の進捗状況について説明いただきましたが、皆さんから何かご質問等はございますか。

(加藤委員)

直接は関係ないのですが、9月8日に実施する、「健康食品」をテーマにした講習会ですが、この健康食品は、とても良いテーマだと思っております。今BS(テレビ)等を見ていると、とにかくCMが、ほとんどと言っていいほど、国が認可した機能性表示食品である健康食品、いわばサプリメントですね。それをテレビCMや新聞の広告などにも入っていたりします。資料に、健康食品の健康被害と書いてありますが、病院からもらっている薬と併用することによる健康被害が大問題になっていること、あとは初回限定で最初は500円などと安いのですが、定期購入で次回から何千円も取られるという、消費者トラブルもあります。

せっかくなので、この委員として参加されている方々の団体でも、高血圧の人や持病持ちの方はとても危険です。県のセミナーを私から皆様に呼びかけることも変ですが、消費者トラブルに携わっている宮城県生協連としては、非常に問題となっている食品なので、是非とも委員の皆様、各団体の構成会員の皆様にもお声がけをいただいて、ご参加されるととてもいい情報が得られると思います。

(西川会長)

ありがとうございます。これ周知はどうなっていますか。

(事務局)

皆様にメールで送っております。また県民の方への周知に関しては、モニターを中心にではありますが、関係課室含めて通知しております。具体的な方法としましては、ちょうど明日になりますがフェイスブックや、メルマガみやぎでの配信、ホームページで周知させていただいて、一般の方にも参加いただけるよう検討しておりました。

(西川会長)

わかりました。皆様も是非周知していただき、是非広くご参加いただければと思います。

健康食品については、いわゆる健康食品と、国の制度で認めている機能性表示食品制度に則ったものがありますので、そのあたりの選択ということもやはり重要だと思います。

特保や機能食品については従来通りですけれども、機能性表示食品については国としては、企業の責任の上で行っている制度だということになっていますので、もちろん評価を受けて、企業が評価してデータを提出している形になっているのですが、少し問題のある食品があることも事実だと思います。ただ、いわゆる許可のない健康食品、表示してはいけない物については、十分に周知してほしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(西川会長)

その他ご意見ご質問いかがでしょう。

よろしいでしょうか。それはこのことについては以上となります。では、続きまして報告口になりますが、食品に係る放射性物質検査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(食暮課)

それでは報告の口、食品に係る放射性物質検査結果についてでございます。資料6をご覧ください。

令和5年4月1日から6月30日までに実施をいたしました、食品に係る放射性物質検査の結果についてご説明をいたします。

はじめに検査の概要でございますが、県では国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方、いわゆるガイドラインと呼ばれるものに基づいて、四半期ごとに農畜水産物等の放射性物質検査計画を定め、検査を実施してございます。これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、畜産物、水産物、林産物や野生鳥獣肉、出荷後の流通食品等において各々検査を実施しているところでござい

ます。

それでは中段の表に記載されてございます検査結果についてご報告を致します。

出荷前検査についてでございますが、上から農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉を合わせて計 8,384 点の検査を実施いたしました。このうち林産物、野生鳥獣肉で基準値を超過したものが 16 点ございました。内容といたしましては、林産物は野生のコシアブラ、ゼンマイ、筍タケノコ、蕨ワラビ。野生鳥獣肉ではイノシシ、ニホンジカとなっております。

出荷後の検査でございますが、一般食品等の流通食品は 97 点検査を実施しております。このうち基準値を超過したものはございませんでした。

次に資料の下段をご覧ください。こちらが住民持ち込み測定結果でございます。

住民持ち込み測定は県内の市町村で、自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み測定をしているものでございますが、測定点数は 57 点検査を実施しております。前回の会議にご報告をさせていただきました。コシアブラ 2 点が基準値を超過してございます。

以上 4 月から 6 月に関しましては出荷前、出荷後、住民持ち込み、合わせまして合計 8,538 点の検査を実施し、うち 18 点が基準値を超過してございます。

検査結果につきましては、「みやぎ原子力情報ステーション」で品目別に公表してございます。資料に記載の URL をぜひご参考にしてくださいませようをお願いいたします。

説明は以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして確認したい点など、御意見を含めてございましたら、ぜひお願いいたします。

(立花委員)

この野生のコシアブラやゼンマイ等いつも基準値越えとして出ていますが、これについて、出ている場所などはある程度決まっているのでしょうか。

(林振課)

林業振興課です。基準値を超過した野生の山菜類の箇所につきましては、北の方ですと栗原市、大崎市、丸森町、七ヶ宿町というふうに、県内様々な場所にはなりますが、超過したものについては全て出荷制限地域のものでありまして、市場には流通していないものになります。以上です。

(加藤委員)

放射性物質検査機器ですが、今も宮城県内全市町村で持っているのでしょうか？またその負担はどこが負担しているのかを教えてください。

(原対課)

原子力安全対策課の大鷲と申します。市町村が持っている検査機器についてです。

震災当初はほぼ全市町村に配備されていたのですが、その後、放射性物質の低下に伴い、現在、おおよそ半

分程度の市町村で検査機器を持って、窓口の方を設けているという状況となっております。ただ、実際に検査で持ち込まれる人はさらに減ってきてまして、10市町村程度になっている状況です。

検査機器の費用につきましては、国の交付金等で導入した機器でございます。人件費などのランニングコストについては、各市町村で負担しているという状況です。

(西川会長)

よろしいですか。ありがとうございます。その他いかがでしょう。

よろしいでしょうか。それでは報告の口、食に係る放射性物質検査結果についてはこれで終了したいと思います。

次第には「その他」ということで記載ありますが、何かございますでしょうか。

(事務局)

今回は特にございません。

(西川会長)

わかりました。それでは最後みなさんの方から何かご意見があればと思いますが、いかがでしょう。

よろしいですか？それでは本日の議事はこれで終了いたします。時間もかなり短縮された終わり方になります。協力ありがとうございます。では、進行を事務局にお返しします。

(閉会)

西川会長、委員の皆様、活発の議論をいただき、どうもありがとうございました。

次回の会議につきましては、年が明けて2月2日金曜日の午前中を予定してございます。追って開催のご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了といたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。